

さぬき水田営農だより

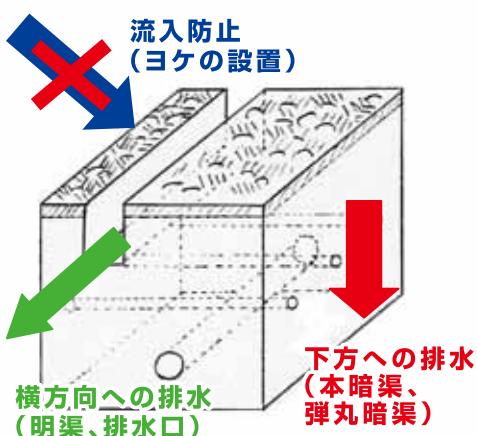
「10月中のほ場準備」で 麦の播種を計画的に進めましょう



平成26年産麦については、播種適期の11月中旬以降、断続的に降雨が続いたため、播種作業ができず、小麦を中心に播種時期が大幅に遅れ、排水が悪いほ地への作付が見送られました。近年は播種時期の降雨が多く、播種が遅くなる傾向があります。**水稻収穫後、ただちに排水対策を実施し、播種適期に播種作業を開始できるよう、早めのほ場準備をしましょう。**

【排水対策】単収向上のため、ほ場内の雨水を、ほ場外へ流し、乾田化を図ることが重要です。

【播種前】本暗渠、弾丸暗渠、明渠の設置



【播種直後】枕地部分の溝さらえ



畝と溝の排水口を確実に連結



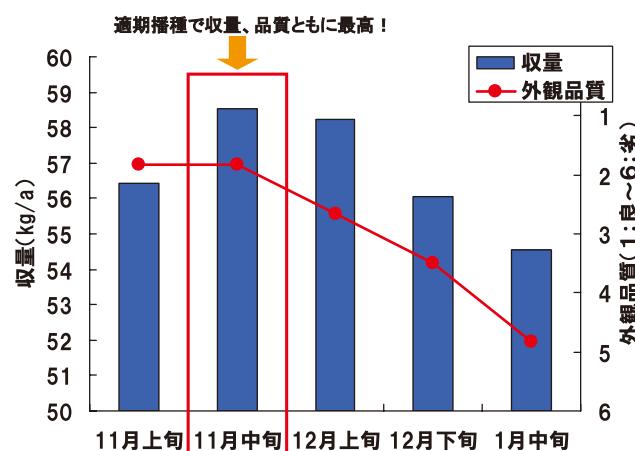
【適期播種】

適期に播種で収量と品質とも向上させましょう。

小麦、はだか麦とともに、

【播種始め】→ 11月10日

【播種適期】→ 11月15～25日

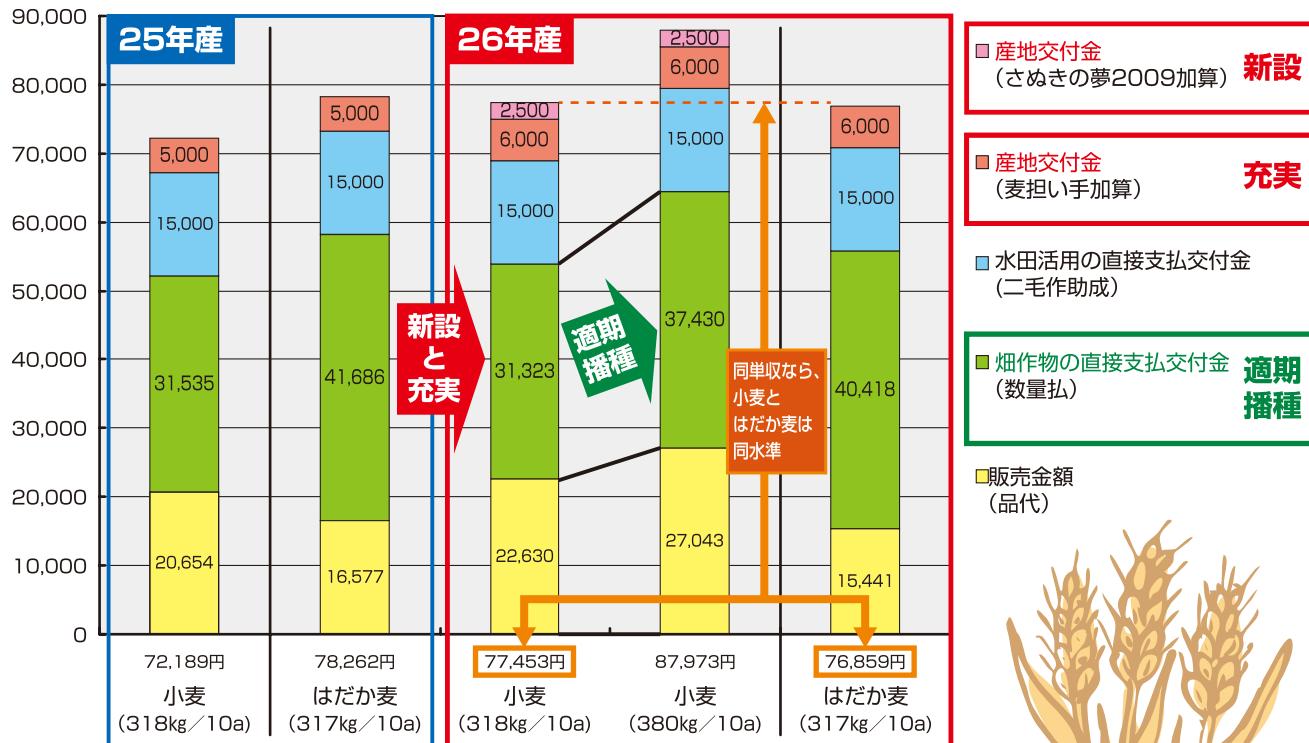


「さぬきの夢2009」の播種期と収量及び外観品質
(平成22～24年播の3ヵ年平均、農業試験場)

小麦の生産拡大で収入増加

麦は水稻と共に通の農業機械で規模拡大が可能です。適期播種による単収増加で収入も増加できます。産地交付金による加算は新設と充実がおこなわれました。「さぬきの夢」生産拡大加速化事業の助成も充実しJAの各地区営農センターで受付中です。

経営所得安定対策等による麦の収入試算(円/10a)



(平成26年度時点の制度に基づく試算です)

※単 収 小麦単収318kg、はだか麦単収317kgは19~25年産(7中5)平均。

※販 売 金 額 平成25年産、25年産落札指標価格(税込)から算出。

※数量払単価 小麦1等Bランク、はだか麦1等Aランクの場合。

※産地交付金 認定農業者、集落営農、認定就農者で法人格を有する場合で算定。

■ 産地交付金
(さぬきの夢2009加算)
新設

■ 産地交付金
(麦扱い手加算)
充実

■ 水田活用の直接支払交付金
(二毛作助成)

■ 畑作物の直接支払交付金
(数量払)
適期播種

■ 販売金額
(品代)



「さぬきの夢」生産拡大加速化事業

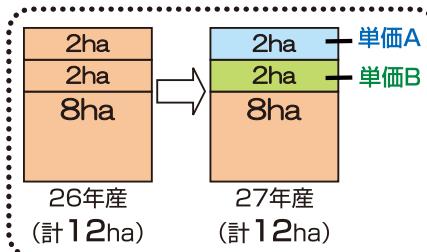
○「さぬきの夢2009」の需要に見合った生産に向けて、8haを超えて小麦を作付する扱い手に対して、8haを超える面積に対して、県とJAが共同で助成します。

【補助率】定額 A区分:10ha以上4,500円/10a以内

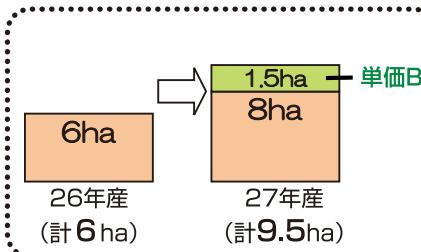
B区分:8ha以上10ha未満3,000円/10a以内

○例1～3のような播種計画がある経営体は**10月末までに計画を提出**してください。

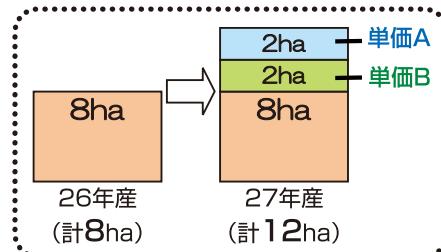
<例1>



<例2>



<例3>



<要件>

●認定農業者、集落営農組織(※)、認定就農者

※1支店1農場構想に基づく特定農業団体は除く。

●前年産と比較して維持・拡大する計画提出(～10月末)

→(昨年と同じ)

●実績で8ha以上の年内播種確認できること。(～2月末)

→★昨年から改正

●上記のうちA区分、B区分に応じて助成。(計画申請の範囲内。種子は対象外)

→★昨年から助成対象充実

耳より情報 米・畑作物の収入減少影響緩和対策(ナラシ対策)



収入減少による農業経営への影響を緩和するため、米、麦、大豆等の販売収入の合計が、標準的収入を下回った場合に、その差額の9割を、国からの交付金と農業者が積み立てた積立金で補てんします。

平成27年産から交付対象者の規模要件がなくなり、担い手(認定農業者、集落営農、認定新規就農者)は幅広く加入できるようになります。



米・畑作物の販売収入の減少、特に米価の低迷が懸念される中、規模要件がなくなることで「新たに対象となる方」及び「担い手で非加入の方」は、平成27年4月1日～6月30日に予定される申請期間内に加入しましょう。

〔 平成25年度ナラシ対策の加入申請者は233件で、認定農業者の加入は約1割※に留まっています。 〕
※25年産ナラシ加入申請状況(香川県)農水省HP、統計でみる香川の農業・水産業より

平成27年産からの交付対象者の見直しの内容

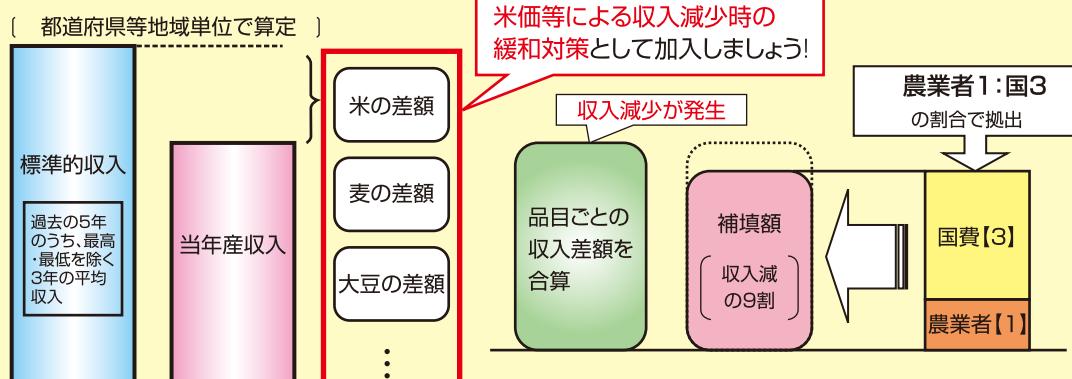
26年産まで

- ①認定農業者
- ②集落営農
- ※共同販売経理等
- ※①②いずれも規模要件あり



27年産から

- ①認定農業者
- ②集落営農
- ※共同販売経理等、一定の要件あり
- ③認定新規就農者
- ※①～③のいずれも**規模要件はありません**



※対象とならない方は、**集落営農組織**への参加や、立ち上げを検討しましょう。

【お知らせ】攻めの農業実践緊急対策事業の募集

第3回の募集を、**平成26年11月7日(金)から12月16日(火)**まで実施します。「効率的機械利用体系構築事業」と「高収益品目等導入支援事業」の2事業の募集です。詳細や申請書様式は「さぬき水田営農だより(特別号:4月24日発行及び8月1日発行)」と「香川県農業再生協議会のホームページ」をご覧ください。なお、次回公募は平成27年5月上旬～6月中旬を予定しています。

【ホームページのアドレス】 <http://www.kagawa-saiseikyo.jp>

●内容に関するお問い合わせ先

香川県農業協同組合中央会 指導部指導課

TEL:087-825-2503

香川県 農政水産部 農業生産流通課

TEL:087-832-3418

香川県農業再生協議会 ホームページ

<http://www.kagawa-saiseikyo.jp/>

「おいでまい」生産者の公募について

県オリジナル水稻品種「おいでまい」の普及と品質・食味を確保したブランド化を図り、今後の作付拡大地域を検討するため、「おいでまい」委員会が栽培者を募集します。

平成27年産「おいでまい」栽培面積は県全体で1,300ha程度の作付けを計画しています。そのうち400ha程度までについて、今回の応募者から認定する予定です。



「おいでまい」シンボルマーク

募集期間

平成26年10月10日(金)～11月14日(金)

(注)11月14日は、JAから「おいでまい」委員会への申請締切です。

応募方法

応募される方は、**『平成27年産「おいでまい」栽培者認定申請書』**を、最寄りのJA香川県各地区営農センター等のとりまとめ先に提出してください。

応募書類の入手方法

栽培実施要領、栽培者審査・認定要領(「認定申請書」を含む。)等の必要書類は、最寄りのJA香川県各地区営農センター及び支店等に準備しています。

また、香川県ホームページ「さぬきの農産物応援団」、JA香川県ホームページからもダウンロードできます。

お問い合わせ先

○最寄りのJA香川県各地区営農センター又は支店

○「おいでまい」委員会事務局

(香川県農業生産流通課 農産グループ) TEL:087-832-3418

○JA香川県(本店)営農部農産販売課 TEL:087-818-4109

応募資格



応募者は、経営所得安定対策等に平成26年度に加入しているか、平成27年度に加入する予定の県内の農業者、農業法人、集落営農組織、特定農業団体の構成員です。

審査に必要な事項を、地域農業再生協議会及びJA等で確認することができます。

栽培者が備えておくべき事項(以下の要件を満たすことが必要です)

①乾燥機、粉摺り機、ライスグレーダー等の乾燥調製設備を装備していること。

②原則として自家育苗をしていること。

※①、②については、平成27年産認定栽培者への作業・育苗委託は、別に定める要件を満たせば可能とする。

③平成26年産水稻の11月末までの農産物検査実績があること。ただし、平成26年産「おいでまい」認定栽培者にあっては、11月末までの「おいでまい」の農産物検査実績があること。

栽培者が守るべき事項

①県やJAが開催する講習会、研修会、検討会にできるだけ参加し、栽培管理について、指導を受ける。

②田植えの時期は、「おいでまい」田植え適期マップで示された時期を目安とする。(平坦部の田植えの時期は、6月20日以降とする。)

③ライスグレーダーの筛目は1.85mm以上を使用する。

④「おいでまい」の種子、苗が余った場合は、適切に処分し、決して他者に譲渡しない。

また、自家採種や有償、無償にかかわらず他者への種子譲渡は、行わない。

⑤収穫した「おいでまい」については、農産物検査と食味分析を受け、その結果を報告する。(JA出荷者については、JAがまとめて報告する。)

⑥栽培履歴を記帳する。

